第 3 章　検討対象区域の設定

第3章　検討対象区域の設定

3.1 検討対象区域の基本概念

雨水管理総合計画の検討対象区域は、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産・人口等の集積状況を勘案し、設定する。

検討対象区域の基本概念は、雨水管理総合計画策定ガイドラインを参照し、以下に示す。

【検討対象区域の基本概念】

- ■ 主として市街地を対象とする。
- ■ 雨水公共下水道は、浸水被害の軽減を図るべき地域において実施するものであるため、山林等は対象区域として想定していない。
- ■ 下水道による雨水排除を行う区域、対策により市街地の浸水軽減が見込める区域等、地方公共団体の状況に応じて設定する。

出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）　令和 3 年 11 月　国土交通省　P.30

3.2 検討対象区域の設定

本市における検討対象区域は、下記理由により、公共下水道全体計画区域を対象とし、図 3.2.1 に検討対象区域図を示す。

理　由	・都市計画区域は、市街化区域・市街化調整区域がない「非線引き区域」であり、行政区域と同一区域の約 6,176ha である。 ・用途地域は、都市計画区域から山林（森林）や田畑等を除いた区域であり、中泉工業団地等も含めた約 1,421ha である。 ・公共下水道全体計画区域は、用途地域に加えて、用途地域外の既存家屋を含めた約 1,786ha である。 ・公共下水道全体計画区域内に市役所、警察署、消防署等の主要な公共施設や指定避難所が位置し、資産、人口等の集積度も高い。 ・平成 21 年 7 月降雨及び平成 22 年 7 月降雨では、用途地域以外の公共下水道全体計画区域内において浸水被害が発生している。

検討対象区域	**公共下水道全体計画区域** 約 1,786.0ha

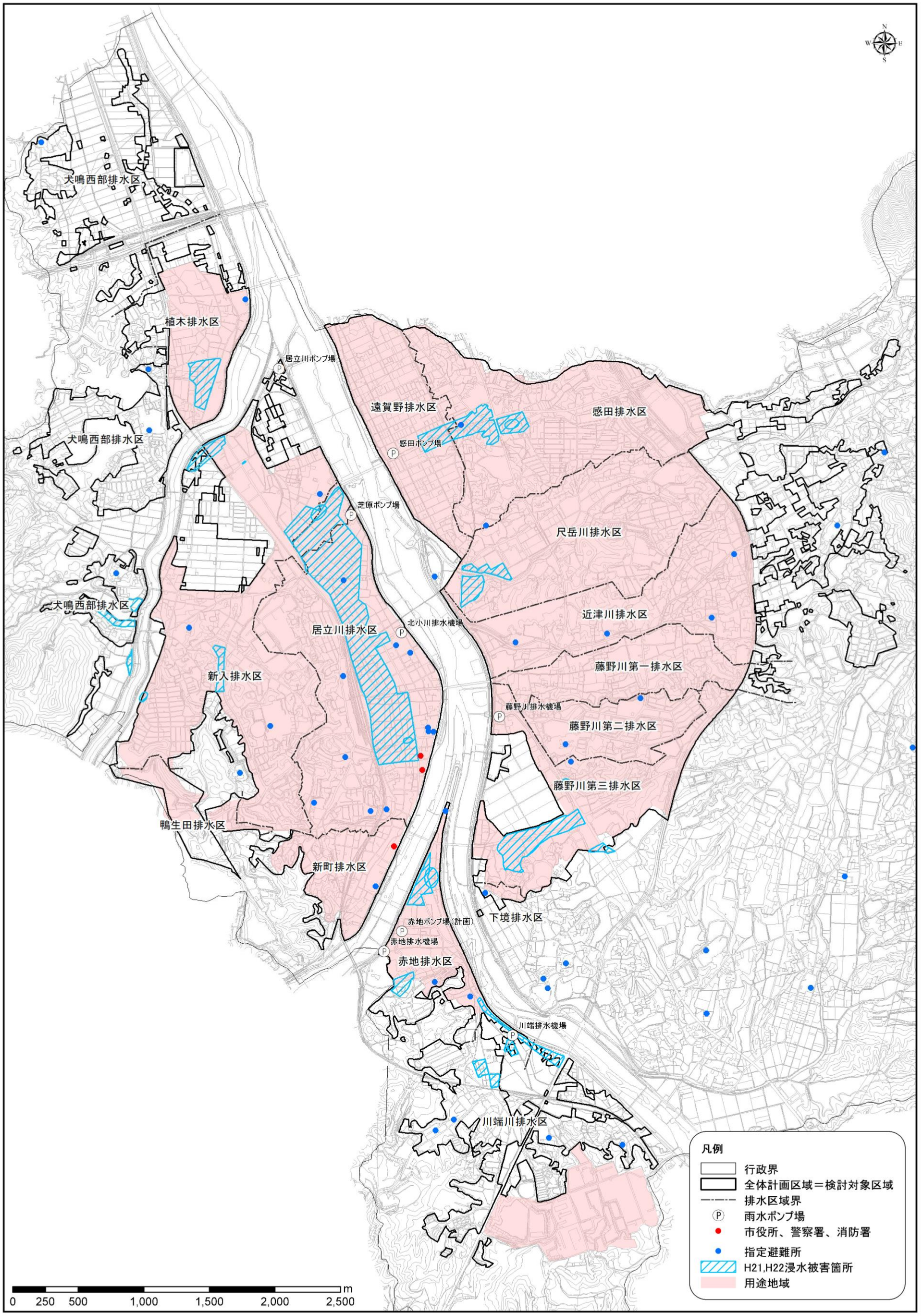

図 3.2.1 検討対象区域図